

**重度身体障がい者の
タクシー利用料助成**

次の①～⑦に該当する方に対してタクシーの基本料金を助成します。

対象

①下肢または体幹機能障がい者（児）１級または２級

②視覚障がい者（児）１級

③乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障がい者（児）で１級または２級

④一上下肢機能全廃者（児）１級または２級

⑤上肢機能障害があり一下肢機能全廃者（児）で１級または２級

⑥上下肢機能障害があり体幹の機能障害により歩行が困難な障がい者（児）で１級または２級

⑦内部障がい者（児）１級で手帳に下肢障害、体幹機能障害、歩行困難のいずれかの記載がある方

※ただし、次の方は助成の対象になりません。

令和５年度市民税が課税されている方、病院に入院または施設に入所している方、自動車税種別割等の減免を受けている方、要介護３以上の認定者でリフト付きタクシー等利用料助成を受けている方

申請に必要なもの 身体障害者手帳、印鑑

受付開始 ６月30日（金）

申請場所 福祉課（市役所１階）11番窓口、江部乙支所

福祉課 ℡ 28－8022

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で73回目を迎えます。

今年度は次の5つの活動に取り組みますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらう。

②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざま

まな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらおう。

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やす。

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る。

⑤犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する。

福祉課 ℡ 28－8024

**重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費
受給者証の更新**

現在お持ちの受給者証は7月31日が有効期限となっています。

各医療費助成制度に引き続き該当する方には資格要件などを確認して有効期限までに新しい受給者証を送付します。

転入などにより所得の確認ができない方については、所得照会に関する同意書の提出が必要となります。

7月中旬に書類を送付しますので、記入のうえ提出してください。

受給者証や更新手続きの書類が届かない場合はお問い合わせ

納付猶予制度

50歳未満の方で本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得が定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。

ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます（猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を追納しないと年金額には反映されません）。

免除・納付猶予期間 令和5年7月分～令和6年6月分

受付開始 7月3日（月）

申請場所 保険医療課（市役所1階）4・5番窓口、江部乙支所、砂川年金事務所 ℡ 52－2144

申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類（運転免許証など）、失業中の方は雇用保険受給資格者証が雇用保険被保険者離職票の写し

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。

※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。

申請時点の2年1か月前の月分までさかの

ください。

なお、令和5年8月より拡大する子ども医療費助成制度については、P19をご確認ください。

福祉課 ℡ 28－8018

**後期高齢者医療
被保険者証の一再更新**

現在お持ちの被保険者証、限度額適用認定証（限度証）、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、7月31日が有効期限となっています。

7月中旬に新しい被保険者証（黄色）、限度証・減額証（黄緑色）を送付しますので、現在お持ちの証は、有効期限が切れたら破棄し、新しい証をお使いください。

●限度証・減額証の自動更新について

現在、限度証または減額証をお持ちの方で、所得状況の分かる方のみ、自動更新となり新しい証が送付されます。

自動更新にならなかった方で、証の交付が必要な場合は、保険医療課（市役所1階）6番窓口で申請が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

福祉課 ℡ 28－8018

健康

料理（くちのくち）

日時 7月27日（木） 10時～12時30分

場所 まちづくりセンター

内容 骨粗しょう症予防のためにも毎日積極的にとりたいカルシウムが豊富な食材を使用した料理を作ります。

対象 65歳以上の市民

定員 9人

参加料 500円

持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、筆記用具

申込期限 7月25日（火）

申込方法 問合先窓口または電話でお申し込みください。

福祉センター ℡ 24－5256

夏休み歯科相談

お子さんの歯やお口のことで気になることはありませんか。この機会にぜひご参加ください。

日時 8月3日（木） 9時30分～16時30分（要予約）

場所 保健センター

対象 歯科相談、歯みがき指導、フッ素塗布（希望者520円）

対象 市内在住の4歳～小学生

申込期限 7月27日（木）

申込方法 窓口または電話でお申し込みください。

保健センター ℡ 24－5256

江部乙出張相談室

本庁まで行かなくても身近な江部乙支所で気軽に介護や認知症の相談などができます。

日時 7月14日（金） 10時～11時

場所 農村環境改善センター

内容 総合相談、血圧測定、物忘れ相談など

対象 滝川市民

地域包括支援センター ℡ 28－8029

**浄化槽の法定検査を
受検しましょう**

浄化槽は、汚水を処理し、きれいな水にする役目を担っています。その機能を十分に発揮させるには、定期的な保守点検や清掃を適切に行うほか、毎年1回の法定検査を受検する必要があります。

法定検査の内容については、知事の指定する検査機関へお問い合わせください。

指定検査機関 北海道浄化槽協会札幌検査事務所 ℡ 011－814－6811

問くらし支援課 ℡ 28－8013

**低所得の子育て世帯
生活支援特別給付金について**

食費等の物価高騰により、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活を支援することを目的として、子育て世帯生活支援特別給付金を給付します。

給付要件など詳細については、市公式ホームページ↓子育て情報をご確認ください。

申請期限 令和6年2月29日（木）

問子育て応援課 ℡ 28－8025

福祉

**ごみ処理手数料・
し尿処理手数料の福祉減額**

市では次の世帯を対象に、ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。

ただし、ごみ処理手数料については、令和5年度末申請の方に限ります。

減額対象世帯

○生活保護世帯

○70歳以上の単身世帯で令和5年度の市民税が非課税の世帯

○母子世帯・父子世帯Ⅱ次のかつこの①～④いずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、

令和5年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯（①満20歳未満の子 ②身体障害者手帳1級または2級の子 ③療育手帳A判定の子 ④精神障害者保健福祉手帳1級の子）

※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。

※ごみ処理手数料は、対象となる月数分のごみ袋を交付しますが、条件により申請時にお渡しできない場合があります。

問くらし支援課 ℡ 28－8013

**国民年金保険料の
免除・納付猶予申請**

経済的な理由などにより、保険料を納めることが困難な方が免除や猶予を申請できる制度があります。

●免除制度

申請者本人とその配偶者（別居中の配偶者を含む）ならびに世帯主のいずれも前年所得（令和4年1月～12月までの収入）が定められた基準以下に該当する場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

●納付猶予申請

50歳未満の方で本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得が定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。

ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます（猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を追納しないと年金額には反映されません）。

免除・納付猶予期間 令和5年7月分～令和6年6月分

受付開始 7月3日（月）

申請場所 保険医療課（市役所1階）4・5番窓口、江部乙支所、砂川年金事務所 ℡ 52－2144

申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類（運転免許証など）、失業中の方は雇用保険受給資格者証が雇用保険被保険者離職票の写し

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。

※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。

申請時点の2年1か月前の月分までさかの

ばって申請することができます。

※学生の方は学生納付特例の納付猶予の制度があります。この制度を受けた期間は受給資格期間には算入されますが、保険料を追納しないと年金額に反映されません。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除等の臨時特例措置は、令和4年度分までをもつて終了となりましたが、対象期間分は引き続き申請可能ですので、ご相談ください。

福祉課 ℡ 28－8016

特定疾病療養受療証の更新

現在お持ちの国民健康保険特定疾病療養受療証は、7月31日が有効期限となっています。

更新該当者には、新たな受療証を送付します。

送付予定日 7月21日（金）

福祉課 ℡ 28－8016

**敬老特別乗車証（敬老パス）の
有効期限の延長について**

現在お持ちの敬老特別乗車証（敬老パス）の有効期限は、令和5年7月31日までとなっておりますが、期限を令和6年7月31日まで延長しますので、引き続きご利用ください。

※今年度の更新手続きは行いません。

問介護福祉課 ℡ 28－8028